

### 1. 政策及び目標等

<b>政 策</b>	金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応
<b>達成すべき目標</b>	金融機関等の法令等遵守態勢が確立されること
<b>目標設定の考え方及びその根拠</b>	預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。
<b>測定指標</b>	金融機関等の法令等遵守態勢の確立の状況

### 2. 17年度重点施策等

<b>17年度 重点施策</b>	<p>個人情報保護等の利用者保護の確保          明確なルールに基づく的確で厳正な行政処分          監督指針等のタイムリーな整備、見直し          貸金業者に対する的確な監督          金融先物取引業者に対する的確な監督</p>
<b>参考指標</b>	<p>個人情報保護等の利用者保護に係る検査実施状況、個人情報          が流出した金融機関に対する対応状況          ルールの一層の明確化の状況、行政処分事例集の公表状況、          行政処分を受けた金融機関等の法令遵守態勢の整備状況、行政          処分の実施状況（行政処分の件数）          監督指針等の整備・見直し状況          貸金業者の登録状況（新規登録件数）、貸金業者に係る苦情・          相談受付状況（件数）、貸金業者に係る情報の利用状況          金融先物取引業者の登録状況（新規登録件数）、金融先物取引          業者に係る苦情・相談受付状況（件数）</p>

### 3. 政策の内容

預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要であることから、金融庁としては、金融機関等の法令遵守に関し、的確な行政処分の実施等の厳正な対応を行うこととしています。

### 4. 平成17事務年度における事務運営についての報告及び評価

金融機関等の法令等遵守態勢の確立の状況

#### ( 1 ) 個人情報保護等の利用者保護の確保

各金融機関等に対して個人情報管理態勢に係る一斉点検の実施と報告を求め、その結果、287の金融機関において、合計約678万先の個人情報が、主として個人情報保護法施行前に紛失等していた事実が判明しました。この一斉点検の結果公表により、同様の事案の発生に対する金融機関の注意を喚起するとともに、こうした調査の結果や個々の事案を踏まえ、個人情報保護法や各業法等に基づく厳正かつ適切な対応を行い、各金融機関において、適切な個人情報管理態勢の構築が促進されているものと考えています。

また、検査において、個人情報保護等の利用者保護への対応を重点事項として掲げて検証を行った結果、顧客の同意を得ずに、子会社に対して顧客情報を提供している事例や、顧客の適合性の確認等を行わないまま、顧客情報を提供している事例を把握し、金融機関に対し指摘を行いました。その後、金融機関においては、改善に向けた取組みが行われており、個人情報管理態勢の確立に向けて、一定の成果があったものと考えています。

#### ( 2 ) 明確なルールに基づく的確で厳正な行政処分

行政処分を受けた金融機関等においては、法令遵守に係る全役職員等に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、内部管理態勢の整備・強化等の取組みが行われており、行政処分の実施は金融機関等の法令等遵守態勢の確立に資するものであったと考えています。

#### ( 3 ) 監督指針等のタイムリーな整備、見直し

監督指針等における監督上の着眼点の明確化や審査基準・処分基準の公表は、より透明で公正な行政運営をなし得る態勢構築に向けた取組みであるとともに、関係者の予見可能性を高め、金融機関等の法令等遵守態勢の構築に資するものと考えています。

#### ( 4 ) 貸金業者に対する的確な監督

法令違反が認められた業者に対しては、行政処分（業務停止処分）などの厳正な監督対応を行う一方、法令の基準を満たした5,389者の登録（更新登録含む。）を行いました。なお、行政処分（業務停止処分）を受けた貸金業者については、内部管理体制の見直し、社員教育の充実・強化といった法令遵守に向けた取組みが行われています。

財務局等に寄せられた登録貸金業者に係る苦情・相談件数は、17年4月1日から18年3月31日までの間で34,827件であり、前年度の39,296件に比べると4,469件減少しており、的確かつ厳正な監督に努めてきたことにより、貸金業者の業務の適正化が図られてきているものと考えています。

#### (5) 金融先物取引業者に対する的確な監督

前述のとおり、行政処分件数は、前事務年度比 116 件の大幅増加となっているものの、これは法改正により新たに法規制の対象とされた外国為替証拠金取引業者について、当庁において実態把握に努め、重大な問題が認められた者に対して、法令に基づき的確かつ厳正に対応した結果であると考えています。

一方、法令の基準を満たした 166 社（18 年 3 月末）については順次登録を行いました。

金融サービス利用者相談室に寄せられた外国為替証拠金取引に関する相談等の件数は、同室が開設された 17 年 7 月 19 日から 12 月 31 日までの間は 1,447 件であったものが、18 年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの間は 501 件と大幅に減少しており、的確な監督に努めてきたことにより、金融先物取引業者の業務の適正化が図られてきているものと考えています。

以上のような重点施策の実施は、金融機関等の法令等遵守態勢の確立に向け、一定の効果があったものと考えています。

### **5. 今後の課題**

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令違反等は、今後様々な形で行われるおそれがあります。したがって今後とも、立入検査、報告徴求等を的確に実施して実態把握に努め、法令違反等が確認された場合には、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、引き続き、処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置を講じることによって、再発防止に努める必要があります。加えて、業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供について充実を図っていく必要があります。

以上を踏まえ、19 年度において、貸金業の利用者保護等の体制整備のための機構定員要求を行う必要があります。

### **6. 当該政策に係る端的な結論**

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。